審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法（４－９）
根　拠　条　項	第７条の３第１項
処 分 の 概 要	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新
原権者（委任先）	千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第４条の２（許可の申請）、同第５条第１項第２号～第１８号、第２項～第５項（許可の基準）、同第５条の２（第６項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第７条の３第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第１１条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第１２条（銃砲等の構造又は機能の基準）、同第１３条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第１４条（猟銃の所持が許可される２０歳未満の者についての推薦）、同第１５条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第１６条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、同第１７条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、同第１８条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、同第２０条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、同第９条（申請書の様式等）、同第１０条（申請書に添付する医師の診断書）、同第１１条（申請書の添付書類）、同第１９条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）、同第３４条（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続） 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審　査　基　準	別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間	定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第７条の３及び同法施行規則第３４条の規定による。
申　　請　　先	住所地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先	生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）
備　　考	

別紙

審　査　基　準：

法定の人的欠格事由のうち、

１　法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

２　法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

３　法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

４　法第５条第５項の基準の適用については、同条第１項第３号から第５号まで又は第１５号から第１８号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可を更新するものとする。